

○群馬県警察職員の再就職情報の届出及び公表に関する要綱の制定について(例規通達)

令和7年6月3日群本例規第14号(務)

群馬県警察職員の再就職情報の届出及び公表に関する要綱の制定について(例規通達)

この度、別添のとおり群馬県警察職員の再就職情報の届出及び公表に関する要綱を定めたので、誤りのないよう適切に運用されたい。

なお、群馬県警察職員の再就職情報の届出及び公表に関する要綱の制定について(令和7年群本例規第3号)は、廃止する。

別添

群馬県警察職員の再就職情報の届出及び公表に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、群馬県職員の退職管理に関する条例(平成28年群馬県条例第20号。以下「条例」という。)及び群馬県職員の退職管理に関する規則(平成28年群馬県人事委員会規則第7号。以下「人事委員会規則」という。)に基づき、群馬県警察を離職した職員の退職管理の適正化を図るため、再就職情報(人事委員会規則第24条第1項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。)の届出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 再就職情報の届出

1 届出対象者

条例第3条の規定による届出(以下「届出」という。)の対象となる職員(以下「届出対象者」という。)は、次のいずれにも該当する職員とする。

- (1) 離職前に管理監督職であった職員(条例第3条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者をいう。ただし、警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官を除く。)
- (2) 営利企業等(営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)その他団体(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業をいう。以下同じ。)に再就職した者

2 届出方法

届出対象者は、群馬県警察を離職した日から2年を経過する前に再就職する場合は、再就職者による再就職先等の届出(人事委員会規則別記様式第3号。以下「届出書」という。)により、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)を経て、群馬県警察本部長(以下「本部長」という。)に再就職情報を届けるものとする。別の営利企業等に再就職先を変更した場合も、同様とする。

第3 再就職情報の公表

1 公表

本部長は、毎年度上半期中に、前年度中に届出をした者に係る再就職情報(その者の生年月日及び再就職先の業務内容を除く。以下同じ。)を公表するものとする。

2 公表の同意

- (1) 本部長は、再就職情報の公表に当たり、届出対象者から公表することについて同意を得るものとする。この場合において、届出対象者は、再就職先に対し、再就職先名等が公表されることについて説明し、同意を得るものとする。
- (2) 前記(1)の場合において、届出対象者は、再就職に係る公表の同意書(別記様式)を警務課長を経て、本部長に提出するものとする。

3 公表期間

再就職情報の公表期間は、公表した年度を初年度とし、5年度とする。